



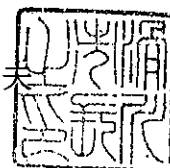
経営管理権集積計画の公告について

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

滑川市長 水野達夫



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
集2-1	小森字六郎谷 2-1、2-2	16 林班 二小班	山林	0.60	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
集2-2	小森字六郎谷 2-3、2-4	16 林班 二小班	山林	1.46	
集2-3	小森字六郎谷 1143、1144-1、 1144-2、1145-1、 1145-2、1146	16 林班 八小班	山林	0.29	
	小森字六郎谷 1148-1、1148-2、 1149	16 林班 二小班			
集2-4	小森字六郎谷 1-7	16 林班 八小班	山林	1.14	
集2-5	小森字六郎谷 1150、1151-2	16 林班 二小班	山林	0.02	
集2-6	小森字六郎谷 1-5、1-6	16 林班 八小班	山林	1.14	

2 縦覧場所

滑川市役所 産業民生部農林課

滑川市ホームページ (<https://www.city.namerikawa.toyama.jp>)

3 本公告により、滑川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。